

LPガスの使用時にご注意いただきたいこと

～屋内に設置されたガス瞬間湯沸器・LPガス用のガス漏れ警報器のご使用に当たって～

○屋内に設置されたガス瞬間湯沸器の再点火操作に関する注意！

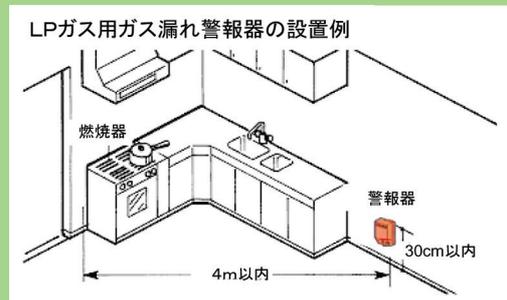
屋内に設置されたガス瞬間湯沸器については、点火の後、自動的に消火する現象が繰り返し発生する場合には、再点火は行わないでください。繰り返し点火操作を行った結果、不完全燃焼による一酸化炭素中毒事故で、死亡したケースがあります。ただちに使用を中止し、ガス機器の購入先やLPガス販売事業者にご連絡ください。



☆共同住宅、学校・病院などの人が多く集まる施設、地下室等に燃焼器が設置されている場合には、原則として法令によりLPガス用ガス漏れ警報器の設置が義務付けられています。

○警報器が適切な位置に設置されているかを確認しましょう

LPガス用のガス漏れ警報器は、下の図のように床に近い場所に設置されていますか。誤った設置位置ではガス漏れを感知しませんので、警報器の設置場所を確認しましょう。



警報器の電源プラグは絶対に抜かないこと！



○警報器の電源プラグは常時コンセントに差し込んでおきましょう

警報器を設置しているにもかかわらず、電源プラグが抜かれていたため、ガス漏れが感知されず、発見が遅れたり、事故が拡大したケースがあります。警報器は電源が入っていないと作動しませんので、電源プラグは常時コンセントに差し込んでおきましょう。

○警報器が交換期限内のものかを確認しましょう

警報器の交換期限は5年です。交換期限を迎えていないか確認し、期限が過ぎる前に、LPガス販売事業者にご連絡しましょう。



※交換期限は西暦年4桁の数字で表示

ラベルの形状、大きさ、色はメーカーにより異なります。

○警報器のまわりにものを置かないようにしましょう

警報器のまわりにものを置いていると、ガス漏れを感知しにくくなります。警報器のまわりにものを置かないようにしましょう。



LPガス販売事業者の連絡先